平成２２年（フ）第９１４５号
大阪市東住吉区針中野４―11―５　メゾンド針中野601号、住民票上の住所兵庫県明石市茶園場町３番２―317号
債務者　太田　秀信
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１７１号
大阪府門真市深田町１番23―605号
債務者　淺野　芳子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１７８号
大阪府門真市大池町10番17号
債務者　勝田花子こと　林　　花子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１８７号
大阪府吹田市垂水町２丁目１番305号
債務者　周藤　順之
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１８８号
大阪府吹田市垂水町２丁目１番305号
債務者　周藤　桂子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１８９号
大阪市東住吉区湯里２丁目６番13―407号
債務者　岸井　光義
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１９９号
大阪市阿倍野区阪南町１丁目36番13号
債務者　原口　睦子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７号
兵庫県篠山市今田町上立杭１番地84
債務者　大野　　忍
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで　神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第１７７号
香川県丸亀市川西町北1458番地10
債務者　石丸　道子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第２３４号
北海道小樽市錦町５番１号、前住所札幌市中央区南５条西13丁目１番16―203号
債務者　蓮野麻実子（旧姓藤川）
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２３５号
北海道小樽市稲穂２丁目７番８号　睦荘３号室、前住所北海道小樽市花園４丁目２番８号
債務者　福田　雅志
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１３８８号
宮城県塩竈市権現堂12番８号
債務者　木村　祐子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６６７号
仙台市宮城野区原町５丁目11番７号
債務者　佐々木静香
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６８７号
仙台市宮城野区宮千代２丁目18番地の２　キャッスル宮千代201
債務者　小笠原泰子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７１９号
仙台市太白区長町南４丁目６番18号
債務者　小住　伸一
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７４３号
仙台市宮城野区清水沼２丁目８番19号　第２沢畑荘６
債務者　櫻田　　勝
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７４４号
仙台市宮城野区清水沼２丁目８番19号　第２沢畑荘６
債務者　櫻田　正子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８２３号
仙台市青葉区錦町１丁目３番９―417号
債務者　赤井　弘子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係